

COPY

第3号様式（第12条第4項関係）

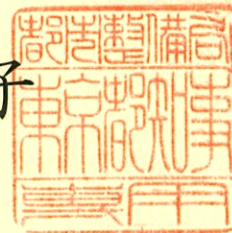
東京都試験機関登録書

登録の分類	I - A
試験機関の名称	一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所 船橋試験室
試験機関の代表者名	萱田 健太郎
試験機関の所在地	千葉県船橋市藤原3丁目18-26
登録番号	試A-14-(6)-7
登録年月日	令和3年12月1日
有効期限	令和6年11月30日

建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱第12条第3項の規定により、東京都試験機関審査基準に適合していると認めて登録したので、通知します。

令和3年11月30日

東京都知事 小池 百合子



COPY

COPY

第7号様式（第15条第2項関係）

4都市建企第804号
令和4年12月1日

一般財団法人 建材試験センター
工事材料試験所長 砺波 匡 殿

東京都都市整備局市街地建築部長
飯泉 洋

東京都登録試験機関の登録事項の変更について（通知）

標記の件について、建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱第15条第2項により登録事項の変更を認めたので、下記のとおり通知します。

記

- 登録の分類 I-A
- 試験機関の名称 一般財団法人 建材試験センター 工事材料試験所 船橋試験室
- 試験機関の代表者名 秋山 隆文
- 試験機関の所在地 千葉県船橋市藤原3丁目18番26号
- 登録番号 試A-14-(6)-7
- 登録年月日 令和3年12月1日
- 変更年月日 令和4年10月11日
- 変更理由 東京都試験機関登録事項変更届に記載のとおり（代表者の変更）

COPY